

社会福祉法人南台五光福祉協会 虐待防止委員会規程

(委員会の目的)

第1条 虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

(委員会委員の選出)

第2条 委員は以下のとおりとする。

- (1) 委員長は、管理者とする。
- (2) 委員は、必要のある員数とし、虐待防止マネージャー、虐待防止担当者（相談支援事業所については相談支援専門員に限る。）とする。
- (3) 委員には、必要ある場合に法人事務局、看護師、第三者委員その他必要とされる者を加えることができる。
- (4) 委員に、利用者及び保護者等の代表を加えることができる。

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催を次のとおりとする。

- (1) 委員会は、年最低1回以上開催する。
- (2) 会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- (1) 法人理念及び職員行動規範を職員に周知する。
- (2) 「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- (3) 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」に基づき、「虐待発見チェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。
- (4) 虐待や虐待通報があるとき、又は虐待のおそれがあるとき、及び、上記の実施した調査の結果、虐待や虐待のおそれがあるときは、虐待防止対応責任者と連携をもって虐待防止委員会において対応する。
- (5) 研修担当と日程の調整を行い、虐待防止に係る研修を年1回以上行うこととする。
- (6) ヒヤリハット事例や事故等の問題が虐待につながるような場合は、虐待防止委員会において対応する。
- (7) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第5条 委員会の責務は次のとおりとする。

- (1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
- (2) 委員は、日頃より社会福祉法・知的障害者福祉法のみならず障害者総合支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティー）の向上にも努めるものとする。
- (3) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めるなど、指導することとする。
- (4) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり、利用者の虐待のおそれのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

附 則

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

令和 5年 2月15日一部改正 令和 5年 2月15日施行（第2条中、虐待防止担当者等を加える）